

保健事業

(厚生事業)



保健事業（厚生事業）のあらまし

組合員及びその被扶養者の心身両面にわたる健康の保持増進等，福祉の向上のために，保健事業（厚生事業）として「健康管理事業」，「特定健診等事業」，「一般事業」及び「相談事業」を行っています。

ここに掲げた各種事業は，鹿児島支部が実施している事業の内容です。

事業の見直しにより，今後，事業そのものや内容が変更になることがありますのでご了承ください。

なお，詳しい事業の内容は，事業の実施前に文書で各所属所にお知らせするとともに，支部広報誌「共済広報かごしま」及び支部のホームページでもお知らせします。

<支部ホームページアドレス>
<http://www.kouritu.or.jp/kagoshima/>

健康管理事業

人間ドック

生活習慣病やその他の疾病を早期に発見し，健康管理や治療についての適切なアドバイスを行うため，各種健診を実施し，健診料の一部を補助します。

なお，年度当初に受診希望者を募集します。

- 1 日 ド ッ ク ・ ・ ・ 30 歳以上の組合員
- 1 日 + 女性ドック ・ ・ ・ 30 歳以上の女性組合員
- 女 性 ド ッ ク ・ ・ ・ 30 歳以上の女性組合員
- 脳 ド ッ ク ・ ・ ・ 45 歳以上の組合員
- 配 偶 者 ド ッ ク ・ ・ ・ 35 歳以上の被扶養者配偶者

を対象に当支部が契約する健診機関で実施します。

(注) 40 歳以上 75 歳未満の組合員及び被扶養配偶者が受診する人間ドック（脳ドックは除く。）は，特定健康診査として取り扱います。

健康管理講座

自己による健康管理の仕方，病気予防に関する知識や理解を深め，日常の健康保持について学ぶ講座を実施します。

こころと体の リフレッシュ講座

メンタルヘルスに関する知識や理解を深め，個々に応じた心身のセルフケアのあり方を学ぶ講座を実施します。

メンタルヘルス 講座講師派遣

各種研修会にメンタルヘルスに係る講師を派遣します。

特定健診等事業

平成 20 年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40 歳以上 75 歳未満の組合員（任意継続組合員を含む。）及びその被扶養者を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査及び特定保健指導を行っています。

特定健康診査及び特定保健指導は、生活習慣病の主な原因とされるメタボリックシンドロームに着目した健診を実施するとともに、指導を必要とする方に保健指導を行うことで、生活習慣病の予備群を減少させることを目的としています。

特定健康診査の実施方法

1 組合員（任意継続組合員を除く。）を対象とする特定健康診査

学校等において実施される健康診断（事業主健診）又は当支部が実施する 1 日ドック、1 日＋女性ドック、女性ドックの受診をもって代えることになっています。

2 被扶養者等（任意継続組合員等を含む。）を対象とする特定健康診査

共済組合が契約する健診機関で実施します。組合員被扶養者へは所属所を通して、任意継続組合員及びその被扶養者へは自宅へ「受診券」を送付します。

なお、当支部が実施する配偶者ドック（特定健康診査の項目を含んでいます。）を受診する被扶養配偶者へは「受診券」は送付しません。

特定健康診査の項目

1 基本的な健診の項目

- ・質問票（服薬歴、喫煙歴など）
- ・身体測定（身長、体重、腹囲など）
- ・血圧測定
- ・検尿（尿糖、尿たんぱく）
- ・血液検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール、空腹時血糖又はヘモグロビン A1c、AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GT (γ -GTP))

2 詳細な健診の項目

心電図検査、眼底検査、貧血検査（赤血球、血色素量、ヘマトクリット値）

（注）詳細な健診は、医師が必要と判断した方にのみ行います。

特定保健指導の実施方法

特定健康診査の結果に基づき、生活習慣病の発症リスクなどから、対象者を選定し、次の表のとおり、それぞれの指導レベルに応じて行います。

指導レベル	指導内容
動機付け支援	初回の面接→3 か月経過後の改善状況の確認
積極的支援	初回の面接→電話等による継続支援 →3 か月経過後の改善状況の確認

特定保健指導の受診方法は次のいずれかを選択することになります。

(1) 「訪問型・遠隔面談型特定保健指導」

当支部では「訪問型・遠隔面談型特定保健指導」の実施を、実施機関へ委託しています。

特定保健指導の御案内の到着後、実施機関担当者から対象者へ直接電話連絡（所属所へ）またはメール（個人宛）が届きます。その際、日程調整等を行い、指導を受けます。

※組合員のみ利用できます。

(2) 「医療機関での特定保健指導」

指定の「特定保健指導医療機関」にて、「利用券・組合員証」を提示し、指導を受けます。

※組合員の対象者は希望者へ随時発行します。

※被扶養者（任意継続組合員含む。）の対象者には共済組合から「利用券」を送付します。

(3) 「人間ドック受診当日の特定保健指導」

当支部が実施する人間ドック（脳ドックを除く。）を受診し、受診当日に引き続き特定保健指導を受けます。

一般事業

山の家・海の家 利用補助

夏季保養施設として指定した県内及び九州地区の各施設を組合員及びその被扶養者が利用したときに、利用料金の一部を補助します。

この事業は一般財団法人鹿児島県教職員互助組合と共催であり、詳細については、例年6月頃、互助組合からお知らせします。

鹿児島宿泊所 宿泊利用補助

組合員、被扶養者及び同伴する親族が鹿児島宿泊所「ホテルウェルビューかごしま」を宿泊で利用したときに、利用料金の一部を補助します。本人資格確認書類等※をフロントに提示してください。

※ 本人資格確認書類等については、以下のいずれかを提示してください。

- (1) マイナポータルの資格情報画面（保存したPDFファイルでも可）
- (2) 資格確認書
- (3) 現行の組合員証等（令和7年12月1日までは利用可）

鹿児島宿泊所 結婚式場利用補助

組合員又は組合員の子が鹿児島宿泊所「ホテルウェルビューかごしま」で結婚式・披露宴を行ったときに、利用料金の一部を補助します。利用予定日までに「結婚式場利用補助申請書」を鹿児島宿泊所へ提出してください。

また、組合員の紹介により鹿児島宿泊所「ホテルウェルビューかごしま」で披露宴が行われた場合、紹介していただいた組合員（1人のみ）に対して、2万円の鹿児島宿泊所商品券を贈呈します。紹介をする場合は「紹介者カード」に記入して、紹介をする方にお渡しください。

鹿児島宿泊所 会食等利用補助

組合員、被扶養者及び同伴する親族が鹿児島宿泊所「ホテルウェルビューかごしま」を食事や宴会等で利用したときに、利用料金の一部を補助します。「会食等利用補助申請書」を鹿児島宿泊所へ提出してください。

※ テイクアウト商品も対象となります。

鹿児島宿泊所 慶事・法事利用補助

組合員もしくは被扶養者が、組合員、被扶養者又は組合員の親族を対象とする慶事・法事で鹿児島宿泊所「ホテルウェルビューかごしま」を利用したときに、利用料金の一部を補助します。

「慶事・法事利用補助申請書」を鹿児島宿泊所へ提出してください。

※ テイクアウト商品も対象となります。

介護講座

本人又はその家族が寝たきりや認知症等の要介護状態になったときの対応や心構えについて、実技を取り入れながら学ぶ講座を実施します。

ライフプランセミナー

将来に関する自己管理能力を身につけ、退職へのソフトランディングを可能にするため、生涯生活設計に必要な知識を培う講座を実施します。

カップリングパーティー
Waku-Doki

未婚の組合員等を対象に、生きがい、出会い、結婚などに関する情報交換会を、年に2回程度実施します。

人間ドック
通院費補助

人間ドックの受診者で、受診する健診種別がない離島に居住する受診者に対して、交通費の一部として船賃を補助します。

相談事業

福利厚生等 相談事業

鹿児島支部の職員が，共済組合の各種事業に関する相談，問い合わせ等に応じます。

【場所】 〒890-8577

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

公立学校共済組合鹿児島支部

（県庁行政庁舎 16 階 総務福利課内）

電 話 099-286-5207

FAX 099-286-5663

【時間】 月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時
（祝日，12 月 29 日～1 月 3 日を除く。）

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

公立学校共済組合鹿児島支部

（県庁行政庁舎 16 階 総務福利課内）

【方法】 来訪，電話・FAX，手紙

その他の 相談事業

1 公立学校共済組合本部が行う相談事業

公立学校共済組合本部が開設している下記の相談窓口の電話番号等は，公立学校共済組合ホームページ上の「組合員専用ページ」にログインして確認してください。

（ホームページアドレス <https://www.kouritu.or.jp/kagoshima/member/index.html>）

- (1) 教職員電話健康相談 24
- (2) 女性医師電話相談
- (3) Web 相談（こころの相談）
- (4) 介護電話相談
- (5) 電話・面談メンタルヘルス相談
- (6) LINE を使ったメンタルヘルス相談（心ほっとサポート@公立学校共済）

2 公立学校共済組合九州中央病院が行う相談事業

(1) メンタルヘルス相談・オンラインメンタルヘルス相談

メンタルヘルス相談では、九州中央病院の臨床心理士が色々な悩みの相談に応じています。

【受付時間】 月～金曜日 午前9時～午後5時

(オンラインメンタルヘルス相談予約の電話受付は午後4時まで)

【その他】 3回まで無料。交通費一部支給。ただし、内容によって医師の診察が必要になった場合は有料となります。

電 話 092-541-4936 (要予約)

※「メンタルヘルス相談予約」「オンラインメンタルヘルス相談」と伝えてください。

(2) セカンドオピニオン相談

セカンドオピニオン相談とは、今かかっている医師以外の専門家の意見を聞くものです。

家族の方々等、代理人からの相談も受け付けています。(要予約:HP からの申し込みも可)

【相談時間】 医師と調整し設定します。HP に相談予定日を掲載しています。

(アドレス:<https://www.kyuchu.jp>)

【相談内容】 脊髄、骨髄・整形外科一般に関すること、心療内科に関すること

電 話 092-541-4936 (要予約)

※「セカンドオピニオン予約」と伝えてください。

いずれの相談事業においても、相談内容については秘密厳守としていますので、安心してご相談ください。

なお、これらの相談事業については、事業内容や受付日時が変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。